

会員各位

2001年10月31日

法文化学会第4回研究大会のお知らせ

拝啓

秋冷の候、会員の皆様には、益々ご活躍のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりお知らせ致していた法文化学会第4回研究大会を、下記の要領で開催致しますので、奮ってご参加のほどご案内申し上げます。

敬具
法文化学会代表理事
森 征一

記

日 時 : 2001年11月17日(土)

10:00 受付開始

10:30 研究報告開始

17:45 懇親会

場 所 : 一橋大学佐野書院

(国立市中2-17-35 一橋大学内・同封の地図をご参照下さい)

テーマ : 市場の法文化

参加費 : 1000円

懇親会費 : 5000円

※同封の用紙にてご出欠の程を一橋大学法学部山内進研究室までFAXにてお知らせ下さい。FAX番号は042-580-8280です。

※第4回研究大会、法文化学会へのお問い合わせは、以下の所までお願いします。

108-8345 港区三田2-15-45

慶應義塾大学法学部内 法文化学会事務局(岩谷研究室気付)

TEL 大学代表 03-3453-4511/Fax03-5427-1578/岩谷研究室直通TEL 03-5427-1390

※大会当日の連絡先は、会場の佐野書院(TEL042-577-5230)まで直接どうぞ。

法文化学会第4回研究大会報告者・報告題（報告順）

午後10時30分 清水裕樹（慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程）
『犯罪学の父』ロンブローゾの語った『我が学派』とは何か？」

午後11時30分 総会

昼食

午後1時00分 山下裕子（一橋大学大学院商学研究科助教授）
「制度としての市場と組織：場という概念から捉えなおす」

午後2時00分 北構太郎（札幌大学経済学部教授）
「市場のインパクトと「法—文化」的戦略：PNGの賠償を素材として」

午後3時00分～3時30分 休憩

午後3時30分 林康史（大和証券、一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師）
「金融・証券市場におけるヒューマン・ファクター～行動経済学の金融法制
度再考のために」

午後4時30分 田中実（南山大学法学部教授）
「人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理
Interest and quod interest(damages)」

午後5時30分 閉会

午後5時45分 懇親会（於・佐野書院）

法文化学会第4回研究大会報告要旨

「犯罪学の父」ロンブローゾの語った「我が学派」とは何か？

－犯罪学における法学と医学との交錯の一事例－

清水裕樹（慶應義塾大学）

「犯罪学の父」と呼ばれるイタリア人の医師ロンブローゾは、1881年の論文「機会犯罪者」の中で、人体測定や人相に関して非犯罪者と何ら異なることのない機会犯罪者の存在を認めた。同論文における主張は、犯罪者一般が正直な者とは人種的に異なっているという、1870年代を通じて彼自身によって展開された犯罪人類学の結論に極めて大きな変更を迫るものであった。この機会犯罪者概念の導入に関して、彼は1883年の論文「我が学派のために」の中で、それを「我が学派」に属する研究者たちの寄与に基づくものであると論じた。彼の犯罪者に対する認識をこれほどまでに大きく変化させた「我が学派」とはいったいかなるものであったのだろうか。論文「我が学派のために」の内容に基づいて、当時におけるこの学派の本質とその研究プログラムの概容を明らかにするとともに、犯罪人類学派や実証学派などと呼ばれた、同様にロンブローゾ学説との結びつきが強く認められる学派の全般的な傾向におけるその位置づけを示す。

市場のインパクトと「法—文化」的戦略：PNGの賠償を素材として

北構太郎（札幌大学）

比較的最近になるまでPNG（パプアニューギニア）を含むメラネシアの諸社会は、中心をもたず水平的に組織された小規模社会であった。紛争解決のための主要な方法についても、垂直的に働く制御メカニズムを利用できないために、基本的には当事者間の合意に基づく‘compensation’の支払いで決着するか、合意が成立せず自力救済（仕返し）がはかれるかのいずれかであった。このようにほぼ唯一の平和的な解決方法としての‘compensation’では、豚や貝貨などが支払いのために使用されるが、それらの財は経済人類学でいう「特定目的の貨幣」に該当するものであって、市場社会の貨幣とは異なり様々の社会的責務を解除するという機能をもつものであった。

PNGでは1975年の独立以来‘kina」という貨幣が制定され流通するようになったが、諸社会の伝統的な貨幣自体もその社会的性格も簡単に消滅するのではなく、むしろ国家の貨幣を伝統的な貨幣のカテゴリーに取り込んでいる事例もみられるようである。この報告ではPNGにおける‘compensation’を素材にしなが、市場を通して流通する貨幣のインパクトに対する固有の法文化の側からの対応について考察することにした。

金融・証券市場におけるヒューマン・ファクター
—行動経済学の金融法制度への示唆を中心として—
林康史（大和証券、一橋大学）

本報告の目的は、法文化論の各論として金融・証券市場と法文化の関係をとりあげることにある。この領域の研究はいまだ方法論が確立されたとはいえず、また、報告者の直接の研究対象でもないが、今後のわが国の金融法体系を議論する際には欠かせない視点である。報告者の体験を手掛かりとして、縦と横から金融・証券市場を観察することからはじめたい。具体的には、以下の2点を紹介することとしたい。

- (イ) それぞれの法文化の市場への影響（個別の法文化と市場。例えば、イスラム法と預金。日米の市場での不正行為の概念の相違）
- (ロ) (金融・証券市場を人類全体のサブカルチャーと仮定し) 市場の動向・参加者の行動を理解するための行動経済学の視点

これらから得られる含意は、わが国の新しい金融法体系は、従来の「法と経済学」の観点ばかりではなく、法文化をも射程に入れた「法と行動経済学」の視座からも論じられるべきだということであろう。

人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理
Interest and quod interest(damages)
田中 実（南山大学）

法制度は、市場での自由な取引を阻害することもあれば、それを支え促進する枠組みを提供することも可能である。西ヨーロッパでは12世紀以降、ローマ法が再び研究され、今日に連なる法学的な思考や方法の枠組みが一応完成する。しかし15・16世紀になると、ルネサンス期の新たな人文主義運動の広がりの中、伝統的な中世法学は非難の対象となり、ローマ法源は新たな手法で解釈されることになる。本報告では、市場での自由な取引を支える枠組みに着想を与えたと思われるような人文主義法学者のローマ法文解釈を紹介する。通常利息制限(usurae centesimae)、海上消費貸借における利息(faenus nauticus, pecunia traiectitia)、損害賠償責任の限定(quod interest)について取り上げる予定である。

至
東京

至
立川

国立
駅

南口

大学通り

東
キャンパス

一橋大学
西
キャンパス

谷保駅 →

佐野書院

一橋大学 佐野書院案内図

→ ... 経路

一橋大学 佐野書院
東京都国立市中2-17-35
電話 (042)577-5230

法文化学会第4回大会出席申込書（○をおつけ下さい）

一橋大学法学部 山内進殿

▽法文化学会第4回大会（2001年11月17日（土））に

- ・参加します
- ・参加しません

▽懇親会（18：45～）に

- ・参加します
- ・参加しません

御芳名 : _____

御所属 : _____

御連絡先 : _____

※この用紙を、一橋大学山内進研究室（042-580-8280）宛てに、FAXにてお送り下さい。11月12日までにお返事いただければ幸いです。